

(仮称) 新潟村上市・胎内市沖（日本海）
洋上風力発電事業に係る
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 5 年 7 月

インベナジー・ウインド合同会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧等	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	1
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
(1) 公告の日及び方法	2
(2) 開催場所、開催日時及び来場者数	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧等

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価（以下「方法書」という）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

（1）公告の日

令和5年5月16日（火）

（2）公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

令和5年5月16日（火）付けで、次の日刊新聞紙に「お知らせ」を掲載した。

[別紙1 参照]

- ・新潟日報新聞（下越版）（朝刊：27面）

② 自治体広報誌によるお知らせ

上記の公告に加え、次の広報誌等に「お知らせ」を掲載した。[別紙2 参照]

- ・市報むらかみ（2023年5月No182号、P17）
- ・市報たいない（2023年5月合併号No413、P10）
- ・広報しばた（令和5年5.1発行 No1587、P10）
- ・広報せいろう（2023年5月号 No562、P31）

③ インターネットによるお知らせ

令和5年5月16日（火）から、下記のホームページに「お知らせ」を掲載した。

[別紙3 参照]

- ・新潟県ホームページ
- ・村上市ホームページ
- ・当社ホームページ

（3）縦覧場所

自治体庁舎10箇所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 地方公共団体庁舎

- ・村上地域振興局（新潟県村上市田端町6-25）
- ・新発田地域振興局（新潟県新発田市豊町3丁目3番2号）
- ・村上市役所 環境課（新潟県村上市三之町1番1号）
- ・村上市役所 荒川支所（新潟県村上市山口444番地）
- ・村上市役所 神林支所（新潟県村上市岩船駅前56番地）
- ・村上市役所 朝日支所（新潟県村上市岩沢5611番地）

- ・村上市役所 山北支所 (新潟県村上市府屋 232 番地)
- ・胎内市役所 市民生活課 (新潟県胎内市新和町 2 番 10 号)
- ・新発田市役所 環境衛生課 (新潟県新発田市中央町 3 丁目 3 番 3 号)
- ・聖籠町役場 (新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1635 番地 4)

② インターネットの利用

当社ホームページに掲載した。

(4) 縦覧期間

令和 5 年 5 月 16 日 (火) から令和 5 年 6 月 23 日 (金) までとした。縦覧時間は、土曜日、日曜日および祝日を除く、各庁舎の開庁時間内とした。

インターネットの利用による電子図書の閲覧は、縦覧期間中には常時アクセス可能な状況とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者の総数 7 名

(内訳)

① 自治体庁舎

・村上地域振興局	5 名
・新発田地域振興局	0 名
・村上市役所 環境課	0 名
・村上市役所 荒川支所	0 名
・村上市役所 神林支所	1 名
・村上市役所 朝日支所	1 名
・村上市役所 山北支所	0 名
・胎内市役所 市民生活課	0 名
・新発田市役所 環境衛生課	0 名
・聖籠町役場	0 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(2) 開催場所、開催日時及び来場者数

①村上市民ふれあいセンター (新潟県村上市岩船 3270 番地)

開催日時：令和 5 年 5 月 26 日 (金) 午後 6 時 30 分から午後 8 時 20 分頃まで

来場者数：16 名

②胎内市産業文化会館 2 階会議室（新潟県胎内市新和町 2 番 5 号）

開催日時：令和 5 年 5 月 27 日（土）午後 2 時から午後 3 時頃まで

来場者数：11 名

③新発田市健康長寿アクティブ交流センター交流室

（新潟県新発田市中心町 3 丁目 13 番 3 号）

開催日時：令和 5 年 5 月 27 日（土）午後 7 時から午後 8 時頃まで

来場者数：0 名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

（1）意見書の提出期間

令和 5 年 5 月 16 日（火）から令和 5 年 7 月 7 日（金）までとした。

（縦覧期間及びその後 2 週間とし、郵送受付は当日消印まで有効とした。）

（2）意見書の提出方法

① 縦覧場所の意見書提出

[別紙 4 参照]

② 当社への郵送による提出

（3）意見書の提出状況

意見書の提出は 4 通、意見総数は 74 件であった。

① 縦覧場所における意見書数

（意見書数）

・ 村上地域振興局	0 通
・ 新発田地域振興局	0 通
・ 村上市役所 環境課	0 通
・ 村上市役所 荒川支所	0 通
・ 村上市役所 神林支所	0 通
・ 村上市役所 朝日支所	0 通
・ 村上市役所 山北支所	1 通
・ 胎内市役所 市民生活課	0 通
・ 新発田市役所 環境衛生課	1 通
・ 聖籠町役場	0 通

② 当社への郵送による意見書数

（意見書数）

2 通

第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は74件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	海外で例があるように、バードストライク対策に鳥からの視認性を高めるために、羽に色をぬるなどの対策を行ってほしい	今後の海洋環境調査の結果および景観への影響等も考慮して、必要に応じて適切な対策を検討してまいります。

(意見書2)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	用語の意味について 評価の手法で環境影響の回避、低減に係る評価とは何を意味するのか。 実行可能な範囲内で回避又は低減とは怪しい。	回避・低減に係る評価は『環境影響の回避・低減のための事業者の努力を明らかにするとともに、取り入れた環境保全措置について、客観的にその効果、技術の妥当性が明確にされているかどうかを検討することによって、その環境保全措置により事業による環境影響が回避・低減されているかどうかを判断する。』『環境アセスメント技術ガイド』（一般社団法人日本環境アセスメント協会、2017年）とあります。 今後実施する現地調査の結果に基づいて影響予測を行い、重大な影響が及ぶと予測された場合には、専門家等のご助言を踏まえながら、適切な環境保全措置を検討し、実行可能な範囲で回避又は低減をいたします。
2	単位の統一 5/27の説明会の資料で単位がバラバラ、電力、面積など統一して分かりやすくする気がないように思える。	貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。次回以降より分かりやすい資料の作成に努めます。
3	コンサルタント 5/27の説明会でコンサルタントが出席していたが配布された資料では、2000人余の技術者がいて計画、設計建設、運転まで一括で行なうとあったのに、なぜ外部のコンサルタントが出席するのか疑問	当社の本社（米国）・その他世界各地の職員数の合計が2000人余で、計画、詳細設計、建設、運転まで一括で行っています。日本においては、よりきめ細やかな環境影響評価を実施するために、国内の自然環境条件等に精通した外部のコンサルタント（国内）に協力頂くため業務委託しております。

No.	意見の概要	事業者の見解
4	地図について 令和5年5月の資料で、使用した地図に胎内スマートICがない（今年供用開始）121ページのMIBAでなぜ飛島・御積島が出て来るのか。 粟島の方が近いが鳥が粟島を使わない理由はどうしてか	121 ページではマリーン IBA を図示しております。当該エリアの周辺に位置するマリーン IBA は「飛島・御積島」となりますのでその範囲を示しております。 https://www.wbsj.org/activity/conservation/habitat-conservation/miba/miba-tohoku/ また、図書作成には時間を要するため、陸上の一部に最新情報が反映されておりませんでした。準備書以降ではできる限り最新の図面を使用いたします。
5	境界について 海に都道府県市町村境界は存在しないが発電事業申請はどこに行うのか。 事業関連の申請でも市町村なのか都道府県なのか、国でも出先なのか本省なのか。 その辺を整理したものはあるのか。	海域の占用許可申請については、国土交通大臣より権限を委任された国土交通省北陸地方整備局長に対して行います。 その他各種許認可申請は、市町村・新潟県・国（本省・出先含む）等多岐に亘ります。本事業に特化して、申請先を網羅的に纏めた資料は公表されておりませんが、関係行政機関と密に調整を図り、事業を進めてまいります。
6	海岸の浸食 この事業では50基の風車が建設される。これらが海底から立ち上がってくるので、海流の流れに影響して海岸を侵食することはないのだろうか。 また、離岸流が頻発するなどの人命に関わることがないように検討が必要 羽根等の落下による他者への被害が心配である。	先行する欧州において、風車の設置に伴う顕著な海流の変化、海岸浸食の進行、離岸流の頻発化等は報告されておりませんが、今後の詳細調査の中で必要に応じて検討を進めてまいります。 羽根等の落下による被害に関するご懸念については、現在、日本の自然環境に即し被害等に十分耐え得る設計水準を満足した風力発電所のみが建設できる制度となっております。羽根の損傷等、公共の安全に直結する故障事例に対しては、定期事業者検査制下の点検項目として反映されており、それを確実に実施し、早期の異常発見に努めることで万全な運用を進めてまいります。
7	安全率 気象の荒い地域なので、風車の安全率を最低200%以上みてほしい。 沿岸での風の被害、波の被害事例を調査したことがあるのか	現時点では風・波の被害事例についての調査は実施しておりませんが、風については海岸部の場所で1年以上実測しており、その実測値を設備の設計・施工・運用上の安全面に対しても反映してまいります。 また、波については、既往データを中心に季節ごとの傾向に関して調査を進めるとともに、各種ガイドラインを参考に検討してまいります。 「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一解説（令和2年3月版）」 https://www.mlit.go.jp/common/00133942_2.pdf

No.	意見の概要	事業者の見解
8	維持管理について 電気事業用電気工作物保安規程から考えると 洋上設備の巡視や点検が可能か疑問 週、月、年の点検があるが船で行く以上天候で予定が立たない 運転、停止に関わらず、定期巡視が必要	遠隔監視システムによる常時監視も組み合わせながら、当該海域の実状を踏まえた風車へのアクセス、巡視・点検スケジュールの作成・実施を進めてまいります。 尚、維持管理にあたっては、国が示す次のガイドラインに則り実施してまいります。 ※部位ごとの点検頻度については、p. 75 以降をご参照ください。 「洋上風力発電設備の維持管理に関する統一解説（令和2年3月版）」 https://www.mlit.go.jp/common/001335973.pdf
9	植物について キンポウゲ科スハマソウ属オオオミスミソウの記述がないが、たまたま雪割草が好きで一覧表を見たところなかった。 植物の専門家が見たら抜けている物が他にもあるかもしれない。	植生一覧表は 123, 124 ページに示す文献より抽出して作成しております。 準備書以降では専門家等の意見を踏まえ、収集文献の更新等適宜地域の情報を反映してまいります。
10	禁止材料 事業者公募時に、事故や経年劣化で飛散、漏洩を防止するために使用禁止品目を仕様書に載せることを考えているか？	ご指摘の材料を使用することがないよう、細心の注意を払って計画を進めてまいります。尚、公募関連の事項については、公募への参加・不参加にかかわらず、公に提示してはならない旨公募占用指針において定められているため、こちらで言及することは控えさせていただきます。
11	港 建設時の作業船はどこを母港とするのか 営業運転となっても、メンテナンスのための作業船が必要になる。	本促進区域に関しては、建設拠点港（基地港湾）は新潟港とされています。メンテナンス時には、新潟港やその他地方港湾の使用を予定しております。
12	資材搬入経路 建設資材の運搬搬入で沿岸地域に渋滞等の影響はないのか。	交通に支障を来さないよう、周辺交通の状況を十分踏まえ、建設資材の運搬搬入を行ってまいります。尚、風車他の大型機器・部品については海上輸送（製造場所から建設拠点港に搬入し、その後専用船にて海上建設地点へ搬送）を予定しており、これらの機器・部品搬入による陸上の交通への影響はありません。
13	送電線 送電線のルートはどのようにするのか。 特別高圧で150KVか270KVで送電するのだろうかから、鉄塔の高さは50mくらいか それとも地下埋設か（JERAの上越火力は電線からの落雪で民家の屋根が壊れて架空から地下埋設に変更した部分がある）	埋設を基本としております。送電線ルート内において一部鉄塔を設置する可能性もありますが、設置する場合には周辺環境に十分配慮のうえ具体的な高さ等仕様を確定させていただきます。
14	地元との協定 安全協定や環境保護協定を結ぶ意思はあるか	地元との協議については、選定された事業者は既に設置されている「新潟県村上市及び胎内市沖における協議会」と連携して協議を行うこととなっており、協定の締結等については同協議会との協議の中で、必要に応じて検討してまいります。
15	計画変更及び設計変更 この縦覧時の計画を変更した場合はどのような手続きを行うのか また、建設時の設計変更があった場合はどのような手続きを行うのか。	事業計画の変更が生じた場合は、環境影響評価法等関係法令に基づき適切に手続きを実施いたします。

No.	意見の概要	事業者の見解
16	事業の終了 事業撤退する時は、設備を全部撤去する予定か	発電事業終了後の撤去は、「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説（令和2年3月版）」および関係法令に基づいて適切に実施します。
17	発電周波数と相数 表記がないが50ヘルツ、三相か	ご理解のとおり、周波数 50 ヘルツ・三相交流発電機での発電となります。
18	漏油対策 風車の軸受や海中ケーブルのオイルレス化はできないか	万が一の事態が発生した際にも、周辺環境への影響を極小化できるよう、今後詳細設計を詰めていく段階で検討してきます。
19	損傷 ここ20年くらい、上越地方の風力発電で羽根の損傷が何回か確認されている。 その他の故障例を含めて対策は万全か	現在、日本の自然環境に即し被雷等に十分耐え得る設計水準を満足した風力発電所のみが建設できる制度となっております。 羽根の損傷等、公共の安全に直結する故障事例に対しては、定期事業者検査制下の点検項目として反映されており、それを確実に実施し、早期の異常発見に努めることで万全な運用を進めてまいります。 尚、維持管理にあたっては、「洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説（令和2年3月版）」に則り実施してまいります。 落雷に詳しいコンサルタントからの報告により、新潟県沿岸の落雷データを確認しており、このデータ値を上回る耐雷性能を有する風車を選定しています。
20	漂着物 海流の変化で漂着物が海岸に増えることはないか	洋上風力発電の建設により漂着物が増えるという事例は確認できておりませんが、ご懸念の点に留意し、情報の収集に努め、必要に応じて関係機関等と協議・相談の上、事業を進めてまいります。
21	波浪 波を増幅することないのだろうか	洋上風力発電の建設により波が増幅するという事例は確認できておりませんが、ご懸念の点に留意し、情報の収集に努め、必要に応じて関係機関等と協議・相談の上、事業を進めてまいります。
22	津波 津波を増幅することはないか	洋上風力発電の建設により津波が増幅するという事例は確認できておりませんが、ご懸念の点に留意し、情報の収集に努め、必要に応じて関係機関等と協議・相談の上、事業を進めてまいります。
23	魚種の変化 風車の林立で想定していない、魚種が増えた場合はどうするのか。困るのは人を襲う鯨が増えるよう場合	風力発電施設の存在・稼働に伴う海域に生息する動物への環境影響については、現地調査の結果に基づいて影響予測を行い、重大な影響が及ぶと予測された場合には、専門家等のご助言を踏まえながら、適切な環境保全措置を検討いたします。
24	赤潮の発生 風車建設で赤潮が発生することはないのか	洋上風力発電の建設により赤潮が発生するという事例は確認できておりませんが、ご懸念の点に留意し、情報の収集に努め、必要に応じて関係機関等と協議・相談の上、事業を進めてまいります。

No.	意見の概要	事業者の見解
25	降雨等の影響 バックビルディング現象が発生しないか、検討が必要 海岸付近の農業や市民生活に影響がないか また、降雪への影響がないか検討が必要	洋上風力発電の建設が降雨・降雪に影響するという事例は確認できておりませんが、ご懸念の点に留意し、情報の収集に努め、必要に応じて関係機関等と協議・相談の上、事業を進めてまいります。
26	電波障害 業務用の通信、テレビ放送などに影響しないか検討が必要	業務用の通信、テレビ放送などに影響をしないよう、風車の配置等について検討を進めていきます。
27	落雷 最高高さ200mの風車が林立するので、近隣地区での落雷が多くなるのではないかと推測される。 建設前と建設後の落雷発生数を比較する必要がある。 また、新設の送電線の影響も検討する。 建設後増えた場合は補償の対象とする。	建設前後での落雷発生数の顕著な増加については断定的に申し上げることはできないものの、多くの被雷にも耐え得る基準を十分満たす設計を検討してまいります。 また、新設の送電線は埋設を基本としております。送電線ルート内において一部鉄塔を設置する可能性もありますが、その場合においても極めて局所的な設置に留まるうえ、周辺環境・被雷による影響を十分配慮し検討を進めていきます。 尚、落雷による異常な電流を検知した際には陸上の変電設備において、送電線（系統）から切り離されるような仕組みを予定しています。
28	船舶航行 風車の設置された海域には船舶は侵入できるのか？ 船舶と風車の衝突防止対策は考えているか	促進区域内海域のうち、岩船港を入出港する船舶の通航路における安全航行を確保するため、通航路には風車を設置致しません。風車の設置された海域にも船舶は進入できますが、航路標識法等の関係法令の規定に従い、十分な船舶と風車の衝突防止対策を講じていきます。
29	感電事故 発電する以上近くで泳いでいる人は感電しないか	海底ケーブルの周辺は絶縁材で被覆されており、周囲で泳いでいる人が感電するようなことはございません。

(意見書 3)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	事業予定実施区域は、ガンカモ類・希少猛禽類・スズメ目鳥類など多くの渡り鳥の飛来地及び渡り経路となっていることを第一番に認識すべきである。方法書の内容から判断して調査期間が極めて少なく、事業予定実施区域の実態を反映しているとは言い難い。調査は、四季別（春季3～5月、夏季6～8月、秋季9～11月、冬季12～2月）に2回以上実施し、日数は1回で2～3日を基本にして実施すべきである。	渡り鳥の調査としては四季別に洋上ラインセンサス調査を1回行います。さらに、夜間の飛翔状況を把握するため、レーダー調査を春と秋に3地点において24時間実施いたします。さらに、定点目視観察を春と秋に3地点において原則日中の調査を7日間行う予定です。 本調査により対象事業実施区域を飛翔する渡り鳥の状況が把握できると考えておりますが、国や新潟県の審査結果等のご意見を踏まえ、必要に応じ追加調査を検討・実施いたします。

No.	意見の概要	事業者の見解
2	陸上からの目視調査地点は最低でも2か所以上で行うべきである。船舶による調査では、観測日によって海鳥の種類傾向が変化するので四季別に1回以上の調査を要望する。また、オオミズナギドリの移動経路や採餌海域の把握は重要であり上述した内容で実施すべきである。一方、胎内市沖の人工島における観察によれば、春先(3月下旬頃)に繁殖のために帰還したオオミズナギドリが人工島周辺海域でカモメ類やアビ類、時にはイルカも交えて採餌するのが観察されている。従って、海上調査では、春の渡り時期(3月・4月)の調査も鋭意進める必要がある。	陸上からの定点目視観察は春(3,4月)、秋(10,11月)に3地点で行う予定です。 また、船舶による洋上ラインセンサス調査は四季別に1回行う予定です。 本調査により対象事業実施区域を飛翔する渡り鳥の状況が把握できると考えておりますが、国や新潟県の審査結果等のご意見を踏まえ、必要に応じ追加調査を検討・実施いたします。
3	渡りの時期(2~4月及び10~11月)には、海岸線に近い洋上を飛ぶガン類とハクチョウ類の相当数を地元野鳥の会会員が陸上から確認している。このため、渡りの時期は村上・胎内沖の海上を移動するガン類・ハクチョウ類の移動経路の実態調査を実施すべきである。	渡りの時期に対象事業実施区域を飛翔する鳥類に関しては、飛翔状況を把握する洋上ラインセンサス調査、レーダー調査、定点目視観察を行う予定です。 本調査により対象事業実施区域を飛翔する渡り鳥の状況が把握できると考えておりますが、国や新潟県の審査結果等のご意見を踏まえ、必要に応じ追加調査を検討・実施いたします。
4	事業予定実施区域に近い新保大池(お幕場大池)・升潟は、ハクチョウやカモ類が越冬のため渡来し、餌や休息場所を求めて、加治川や荒川河口に移動する傾向がある。また、お幕場大池は、県内では最も遅くまで(4月上・中旬)ハクチョウが残留する。越冬調査の時期を延長して、3月下旬から4月上旬の間に1回、2回の追加調査を行うよう要望する。	対象事業実施区域を飛翔する鳥類に関しては、飛翔状況を把握する洋上ラインセンサス調査、レーダー調査、目視観察を春(3,4月)に行う予定です。 本調査により対象事業実施区域を飛翔する渡り鳥の状況が把握できると考えておりますが、国や新潟県の審査結果等のご意見を踏まえ、必要に応じ追加調査を検討・実施いたします。
5	事業予定実施区域付近の荒川と胎内河口には、冬季にオジロワシ(絶滅危惧Ⅰ類)とオオワシ(同)が飛来・越冬する。日中は両河川の河口付近で過ごす、時は計画地から東側の丘陵地及び東側山腹にある。また、事業実施区域に隣接した場所ではハヤブサとミサゴ及びノスリ、オオタカが繁殖している。特に、ハヤブサとミサゴは事業予定実施区域の海域に餌を求めて飛翔してくることが多い。このような事例を基に希少猛禽類についても同様の調査を要望する。	事業実施区域を飛翔する鳥類(猛禽類含む)に関しては、飛翔状況を把握する洋上ラインセンサス調査、レーダー調査、目視観察を実施する予定です。 本調査により対象事業実施区域を飛翔する渡り鳥の状況が把握できると考えておりますが、国や新潟県の審査結果等のご意見を踏まえ、必要に応じ追加調査を検討・実施いたします。
6	胎内市沖の人工島での観測記録によると、この海域を飛行する鳥類はガン類、ハクチョウ類のみならず、小型鳥類も利用していることが確認されている。渡りの時期は実施区域一帯を利用する鳥類(陸性の小鳥類)も多いため、それらの飛行経路及び飛行実態について詳細な調査を要望する。	事業実施区域を飛翔する鳥類(小型鳥類含む)に関しては、飛翔状況を把握する洋上ラインセンサス調査、レーダー調査、目視観察を実施する予定です。 本調査により対象事業実施区域を飛翔する渡り鳥の状況が把握できると考えておりますが、国や新潟県の審査結果等のご意見を踏まえ、必要に応じ追加調査を検討・実施いたします。

No.	意見の概要	事業者の見解
7	洋上風力発電の影響を最も受けやすいのがカモメ類、カモ類、アビ類、ウ類と考えられる。このため、越冬期間（11～3月）における生息の実態や行動を詳細に調査し、有効な回避・予防策を実施すべきである。その際は、鳥の種類や季節によって飛行高度や通過個体数が異なる点を考慮に入れ、有効な予防策を考える必要がある。	対象事業実施区域を飛翔する鳥類に関しては、飛翔状況を把握する洋上ラインセンサス調査、レーダー調査、目視観察を春（3,4月）に行う予定です。 現地調査の結果に基づいて、鳥類への影響予測を行い、重大な影響が及ぶと予測された場合には、専門家等のご助言を踏まえながら、適切な環境保全措置を検討いたします。
8	鳥類の渡りは夜間にも頻繁に行われるため、レーダーなど駆使して夜間の渡り調査も実施すべきである。さらに、ガンカモ類、カモメ類などの水鳥は晴天時に限って飛行するわけではないので、荒天時の調査も加える等、飛翔状況の実態を把握すべきである。	対象事業実施区域を夜間飛翔する鳥類の状況を把握するためレーダー調査を実施する予定です。 また、対象事業実施区域を飛翔する鳥類の状況は天候に大きく左右されるものではないため、視認性が高い晴天時を基本に実施する予定です。
9	二年足らずのアセス調査でバードストライクなど野鳥への影響を予測し、万全な保全措置がとられることはほとんど不可能である。このため、稼働制限が可能な風車の設置を要望する。風車稼働後のバードストライクを可能な限り回避低減するためには、状況に応じた稼働制限が必要・不可欠である。そのためには稼働制限が可能な風車の設置と同時に、実態に対応した稼働制限措置を事前にルール化（マニュアル化）しておくことも必要である。	今後実施する現地調査の結果に基づいて、鳥類への影響予測を行い、重大な影響が及ぶと予測された場合には、専門家等のご助言を踏まえながら、適切な環境保全措置を検討いたします。

（意見書 4）

No.	意見の概要	事業者の見解
1	〈意見〉 ア）基本的には、この大規模な海の開発行為を伴う計画には、村上市域に暮らす新潟県民としては、賛同していません。 理由は、自然環境豊かなこの地域の生態系に与える負の影響のほうが、大きいのではないかと考えるからです。自然エネルギーを利用することは望ましいと考えてはいます。しかし、電力の利用では、送配電の在り方を変えて、小さなエリアでの電力の供給と需要の調整を行いやすくした、小規模分散型の地域の電力自給の仕組みを待望しています。その意味からも、このような大規模な電力供給事業では、地方住民の身近な暮らしの環境に負の影響を生じ、都会の過大な電力供給を助長するだけのように思えるのです。なによりも、地方の自然的、社会的環境が大きく変えられてしまうように思えるからです。	ご意見いただきありがとうございます。本事業は、新潟の海が育む風をエネルギーとして発電させていただくものですので、地元・新潟の皆様との合意形成が最も重要であると、当社は考えております。事業全体を通じて、地域の皆様との対話を重視しながら進めていく所存です。

No.	意見の概要	事業者の見解
2	住民とのコミュニケーションの機会を作る努力と、現地調査の重視について 意見 イ) 事業実施検討中の区域周辺の自治体及びその住民等の、利害関係者から提示されている環境保全に関する懸念される事柄を軽視して、事業計画を推し進める事が無いという事を、具体的にどのようにして実現するのか、それを手続きの都度、住民に分かりやすく明示してください。 理由： 一般海域は国民の財産です。洋上風力発電事業は促進区域に指定されて、公募により選定された場合、30年という長きにわたり事業者は占用することになるかもしれません。自然環境の保全はもちろんのこと、県民や広く国民の社会的環境となる保健や福祉になるような事業計画になることを最重視して、この計画の実現可否に取り組んで欲しいからです。	当社としては、地域における合意形成なくして事業は実現し得ないと考えております。国内の他地域においても洋上風力発電所の前例が少なく、規模の面においても、環境保全に関する様々なご懸念をお持ちになられること思慮致します。その中で、当社としては可能な限り情報を開示し、地元の皆様に分かり易くお伝えしてこそ、ご理解は醸成されるものと考えております。手続の都度、よりご理解の醸成に繋がる形を模索し進めてまいります。
3	意見 ウ) この方法書では、既存の文献調査に加えて、現地調査を取り入れてはありますが、調査地点と、調査時期、期間、頻度が、まだ不足と考えます。さらに慎重な地元の状況に応じた調査を希望します。 理由： 国の日本版セントラル方式という事で、環境影響評価の初期段階に必要な調査として、配慮書・方法書の評価項目の内容を共通仕様で行う事が、開始されたようです。しかし、そのような一律の調査、予測・評価だけでは、多様な自然環境豊かな日本の各地の特性に応じた評価をすることや、社会的環境が複雑化している各地域の生活環境の特性に応じた評価をすることは、その評価結果を誤る可能性があります。 それはこの地域の環境へ負荷を大きくするリスクです。それを極力防ぐことが求められます。 この地域の特性を丁寧に把握し、評価項目を独自に選定し、調査手法も工夫する事が、再エネ海域利用法の法定協議会の意見とりまとめにも記載されている留意事項の「適切に調査・予測・評価を行う」ことへの、誠実な対応でもあると考えるからです。	本方法書では事業者が当該地域の特性を勘案した独自の調査・予測・評価手法を示しております。 本調査により本事業による当該地域に対する環境影響が把握できると考えておりますが、国や新潟県の審査結果等のご意見を踏まえ、必要に応じ追加調査を検討・実施いたします。

No.	意見の概要	事業者の見解
4	意見 エ) この方法書に提出された意見書の内容も、要約せず全て公表してください。また、国の風力部会における審査においても、住民説明会で出た意見と併せて、会議資料に提示してください。 理由： 地元の事をあまり知らない審査委員の方が多いはず。 住民の意見提出数は少なくとも、地元の声を丁寧に聞いて審査において配慮して頂きたいです。 環境大臣、経産大臣の意見にも「地域住民等に対し丁寧且つ十分な説明を行うこと。」とあります。 事業者の方々には、長期に及ぶ責任ある事業を展開するためにも、自然的・社会的環境の保全に関しての、地元の住民の意見を、丁寧に繰り返し聴き、理解を深めるためと疑問・不安の解決に向き合う機会を作る、責任があるから考えるからです。	意見書の内容は要約せず全て記載いたします。 また、いただいたご意見は電気事業法第 46 条の 6 第 2 項の規定に基づき、経済産業大臣宛に「環境影響評価方法書についての意見の概要等届出書」として届出いたします。
5	意見オ) 方法書の住民説明会がありました。各市町で1回という回数では、少ないです。 第7章において、一般からの意見に対する事業者の見解として、新潟市内にオフィスを開設したことや、方法書の説明会を複数回、複数か所ですと記載がありましたが、広範な地域の実情からは、各自治体で1か所程度では丁寧な開催とは受け取れません。 法律に基づき一応しました、というばかりの形式的な実施として受け取れます。 今後、事業者として選定された後は勿論ですが、選定以前に環境影響評価の手続きを進めるのであれば、それについては、住民への説明会や情報公開を、関係自治体の全域において、小学校区単位くらいの回数と場所で、実施してください。 また、勤労者層には、週末の夕刻などで参加できる人もあれば昼間ならば行けるという人もあります。また、単身世帯の多い高齢者層には、天候と平野とはいえ距離の数km以上の距離を出向く交通事情等も考慮した開催が必要でしょう。そうした気象・地形や交通等の環境状況への配慮が、不足していると感じています。そのような観点での配慮もしてください。 理由： 住民が来ないのは仕方ないという発想ではなく、どうしたら、この事業への理解と関心を持ってもらい、より環境に良い事業にするための意見を得られるだろうか、そういう事業者の姿勢を望みます。 長期に地元の暮らしと共存する、地球環境保全のための再生可能エネルギー事業にするためには、自分たちが、この地域に住んでみたらどう感じるだろうか、という想像力が求められると思うからです。	貴重なご意見ありがとうございます。いただきましたご意見を踏まえ、今後の地元の皆様への説明機会の参考とさせていただきます。

No.	意見の概要	事業者の見解
6	意見力) 本事業の縦覧と説明会の周知、環境影響評価についての広報については、法的手続きとしての所謂関係自治体の公報や新聞公告だけでは、縦覧や説明会への認知度は低いと思います。内容はインターネットで閲覧できるようになっていますが、先ずは、縦覧や説明会があることの周知が、不十分だと思います。せめて関係自治体の全戸にチラシを配布するとか、新聞折り込みや、携帯デジタルメディアの広告に掲載するとか、工夫が欲しいです。事業により、なんらかの環境影響を受ける住民への、誠実な対応として検討して頂きたいです。 理由： 当面30年間に及ぶ占用許可を受ける事業です。当該地域の現役勤労世代の多くが、この事業と生活を共存する時期となります。事業の影響を受けるのは、こうした世代とその子ども以降の世代とも言えます。 このような世代に対してこそ、情報を丁寧に十分周知して、理解や要望を受ける態度が、必要と考えます。 企業の社会的責任とも言えます。殊に長期に及ぶ事業の責任を自覚する事業者の、この地域の社会的環境への配慮を示す機会でもあると思うからです。 また、近年のメディア利用からすると、勤労世代の多くは、携帯機能のデジタルメディアによる情報入手が主流です。当該促進区域の法定協議会の、「意見とりまとめ」の留意事項にもあるように、「環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明すること。」のためには、今後も縦覧や説明会等の周知には、主体的に実践して頂きたいです。 それにより、より多くの意見を得ることができ、国民の財産である一般海域の利用に関する環境影響評価として広く知見を得ることができ、事業者の作業も進めやすくなるのではないのでしょうか。環境影響評価への関心を高める事が、より良い事業を展開する上での国際的な高評価にもなるのではないかと考えるからです。	貴重なご意見ありがとうございます。いただきましたご意見を踏まえ、今後の地元の皆様への周知方法の参考とさせていただきます。

No.	意見の概要	事業者の見解
7	<u>環境影響評価の手続き時期と、事業者選定後の本手続きの反映について</u> 意見 キ) 環境影響評価の手続きが、事業公募開始時期以前にほぼ完了しているほうが、占用事業者選定の審査において、よりの確に検討して頂けるのではないかと思います。 しかし、そのようでは無くて、事業者に選定されてから、環境影響評価手続きの準備書を作成するという事になりそうですから、選定後も、より慎重に対象地域の特性に応じた独自の調査、予測・評価をする事を、確約する旨明記して欲しいです。 理由： この環境影響評価方法書の段階では、既に、風力発電機の機種や規模、設置数、配置の複数案は、検討が絞られているはずでしょう。 現に、公募占用指針に基づく事業者選定のための公募が開始されていて、この縦覧期間と意見提出期限の頃には、応募が済んでいる可能性は十分考えられます。締め切りが6月30日ですから。 そのような観点からは、この方法書の意見提出や国の審査も、事業者の選定には直接反映されない事になります。それだけに、選定後の環境影響評価手続きの、責任ある対応を願うからです。	公募関連の事項については、公募への参加・不参加にかかわらず、公に提示してはならない旨公募占用指針において定められているため、こちらで言及することは控えさせていただきます。 一方で、当社としては一貫して、対象地域の特性を尊重し、調査・予測・評価を行っていく方針です。
8	<u>第5章の大臣意見の掲載と、環境省の図書について</u> 意見 ク) 第5章に、経済産業省の大臣の意見は掲載されていますが、環境省の環境大臣の意見が掲載されていません。環境省のサイトで確認した文面を読むと、双方とも同じ内容文面でした。そのために掲載していないのでしょうか。 また、経済産業省の発電所アセス省令との関係を住民にも判り易く示してください。 理由： 環境影響評価は環境省の手続きになると受けて止めています。その点からは、例えば同じ文面になっていたとしても、環境大臣の意見書も、方法書において掲載することは、環境保全の立場からの重要な見解として尊重されることだと考えるからです。	本方法書は「発電所に係る環境影響評価の手引き」(経済産業省産業保安グループ電力安全課 令和2年11月改訂)に基づき作成しております。 なお、環境影響評価法第3条の6では、主務大臣たる経産大臣は、事業者から配慮書の送付を受けたときは、必要に応じて配慮書について環境保全の見地からの意見を述べることでできるとなっており、同法第3条の5では、環境大臣は必要に応じ主務大臣(経済産業大臣)に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を述べることでできるとなっております。
9	意見 ケ) この方法書や今後の準備書等は、環境省の図書館に寄贈して頂き、後進の参考にして頂くことを希望します。 理由： 新潟県での最初の促進区域における事業の環境影響評価の手続きの図書となります。自信をもって作成している図書となるのでしょうから、是非積極的に寄贈して頂きたいです。	貴重なご意見ありがとうございます。いただきましたご意見を踏まえ、今後の参考とさせていただきます。

No.	意見の概要	事業者の見解
10	<u>航空障害灯に関する調査の必要性についての意見。</u> 意見 コ) 再エネ海域利用法の施行規則第5条1の二に、航行する船舶からの視認性に関する措置について基準がありました。それ以外に陸域からの視認性に関しては、航空障害灯の点灯や点滅の影響への配慮が、環境影響評価方法書では、記載されていないので、明示してください。 風車の配置に関する今後の検討についても記載がないためか、点滅点灯の影響の調査、予測評価がされていません。 但し、第4章の第4.4-1表の、景観の総合的な評価の結果で、「主要な眺望点からの風力発電機の視認可能性について、14地点の主要な眺望点から風力発電機が視認される可能性がある。主要な眺望点からの洋上風力発電機の見え方の大きさについては、すべての地点で眺望景観への影響が生じる可能性があることから、更なる重大な影響の回避又は低減が必要と評価する。」とあるので、その地点からの航空障害灯の視認可能性も併せて調査、予測・評価ができると考えます。 気象観測塔も含めて、眺望景観以外に、航空障害灯の点灯点滅に関する調査、予測・評価をしてください。 さらに、それらの結果も、動画やフォトモンタージュ等で、肉眼の視認可能性として表示し、住民説明会や法定協議会等で提示してください。 都市部と違いこの周辺は、夜間は特に暗闇が深いです。広い海洋の暗闇に、忽然と現れる感じの航空障害灯の複数・多数の点灯や点滅が、交通安全の観点から、心理的な動揺や誤認による事故誘発のリスクを高めるのではないかと懸念します。 それは、既存の設備との累積的な影響への配慮としても、求められます。沿岸の高速道路や、海岸沿いの県道やJRの列車からの視認性で、運転手のわき見誘発、誤認による事故誘発のリスクが高まらないか否かの検討を、季節毎に調査・予測評価することを提案します。そのためにも関係機関と連絡調整して、調査、予測評価することが必要かと考えます。 理由： 今後増大する恐れのある異常気象を考慮すると、豪雪や暴風の際の視認性では、殊更に誤認の危険が心配です。住民としての経験からは、僅かな吹雪の時の高速道路の通行でも、一瞬視界が途切れることなどはあります。或いは、強風で海上の灯火が揺らいで見えることもあり注意を誘います。 そのような状況で、視野に航空障害灯の点滅が混じるのでは、それが前方車両のランプなのか、道路灯なのかの判断において、心理的に不要な誤解や不安を招いたりしないか、ま	洋上風力発電設備の設置にあたり、航空機に対しては航空障害灯により、船舶に対しては航路標識灯により、衝突事故回避の目的で注意喚起を行います。それゆえ、空路・海路向けの安全措置として一定の光度を発する必要がございますが、ご懸念の点に留意し、情報の収集に努め、必要に応じて関係機関等と協議・相談の上、十分配慮して検討を進めてまいります。

No.	意見の概要	事業者の見解
	た急ブレーキ等の交通事故誘発が、懸念されます。そのような銀点からも、発電機等の設備の配置に当たっては、予め検討が必要なのではないかと思います。 重大な交通事故につながらないために。日本海側の冬の暴風の脅威を実感している住民としては心配ですので未然防止の観点から検討を願いたいです。 これまで国内の事故事例が無いとして放置せず、初期の事業なので慎重に検討して頂きたいです。住民の生活環境に、不安や危険を生じないためのより充実した、先駆的な影響評価を希望します。	
11	意見 サ) 航空障害灯の光害としての認識が、観光資源の衰退に繋がらないか心配です。心身に安らぎを与える景観の保全の観点からも、調査、予測・評価を願います。 その点から、厚生連村上総合病院最上階と屋上、瀬波病院最上階、瀬波温泉街の高層宿泊施設の海岸側の眺望点からも、航空障害灯の視認可能性の調査、予測・評価を実施してください。 理由： 洋上風力発電に関する環境影響評価では、光害に関する項目は見当たりません。しかし、光害は、人を含めた、周辺に生息する生物の生活に影響があります。当該対象事業実施区域の沿岸地域では、冬季夜の晴れ間には、特に遠景まで見通せます。 村上市の海府地区の海岸近くから、50キロ近く離れた新潟東港の航空障害灯が見えます。村上市や胎内市沖などにおいては、そうした夜間に、閑静な農漁村である沿岸の住宅からの眺望として、複数で多数に及ぶ風力発電機等の航空障害灯の明滅が見えることになるかと思っています。 それは、たまに観光に訪れる人には珍しい光景だったとしても、日常的に接する住民や棲息する生物にとっては、安全で快適、安心な生活環境の維持を妨げる可能性があるのではないかと懸念します。 また、観光資源としても、瀬波温泉等の観光地からの展望が、そこに人工的な大都会の景色を避けて、広範な自然の景観を求めて来る観光客の期待を、裏切るような景観に、変貌する懸念もあります。 そのような観点からも、先の交通安全に加えて、航空障害灯の点灯に関する配慮も設備の配置において熟慮して頂きたいです。	光害についてはご理解のとおり風力発電所に係る環境影響評価の参考項目にはございません。航空障害灯の設置については、ご懸念の点に留意し、情報の収集に努め、必要に応じて関係機関等と協議・相談の上、十分配慮して検討を進めてまいります。 なお、瀬波温泉からの眺望景観については予測評価を行う予定です。

No.	意見の概要	事業者の見解
12	<u>騒音・低周波音（超低周波音含む）の調査、予測・評価について</u> 意見 シ）現時点では国内で稼働事例の無い、一般海域での大型風力発電機が多数設置されて稼働する事業計画です。ですから、既設設備との累積的な影響や、当該対象事業実施区域の周辺地域特有の風向や地形から生じる影響などを考慮しておくことは、必要と考えます。 何基が稼働しているのかで影響が変わるわけですが、一言に稼働中と言っても、最大の発電量の時と、最小の時の影響のデータは違うはずでしょう。そこで、発電量の最大時と最小時で選定項目の、調査、予測・評価を明記してください。	騒音・低周波音（超低周波音含む）の予測・評価は風力発電施設全てが稼働している状況で行う予定です。 累積的な影響についても、他事業者との情報交換に努め、入手可能な事業諸元に基づき、予測評価を行う予定です。
13	意見 ス）現時点で稼働時を想定しての評価ですから、実際に稼働した場合の事後調査、評価は必須だと考えます。稼働後の検証をどのように継続していくのかを、明記してください。発電事業の開始後は、必ず定期的な検証を実施して、予想外の事態の早期発見と対応が速やかに取れる体制を構築し、明記してください。 理由： 海洋の新しい大開発事業ですので、予防原則の考え方とリスクを軽視しない調査、予測・評価をすることの必要があると考えます。具体的な稼働規模の明示が未だないので、評価といっても殆ど推測であり、リスクは明確に回避される保証ありません。その点からは、影響を受ける可能性がある住民としては、不確実な影響のリスクがある事を前提に、慎重に調査、予測・評価をして頂きたいのです。 原子力発電所というハザードに比べたら、風力発電施設はその設置方法や、形態によっては、容認できる電力供給源だとは思っています。しかし、大規模で居住地にあまりにも近いという点で、かなり不安があり警戒の念を持ちます。 欧州でも住民の抗議運動が出て来ているという話も聞いています。先駆者の過失に学んで、後発の事業者には、国民である沿岸自治体の住民にとって、公平・公正で安全な影響を与える事業をして頂きたいからです。	風車が稼働した後の事後調査も実施する予定です。 具体的な内容については準備書以降でお示しします。

No.	意見の概要	事業者の見解
14	意見 セ) 環境影響評価項目の選定で、騒音の環境要素の「超低周波音」は、調査、予測・評価するとありますが、それより少し周波数が大きい20Hzから200Hzの範囲についても、調査、予測・評価をどのようにして行うのかを明記してください。 理由： 低周波音は、周波数からみて騒音の中で把握するという事を、2022年11月下旬、村上市会場の他の事業者の方法書説明会で、環境影響評価受託の調査会社の人が質問に回答していました。この度、貴社の説明会でも、20Hz以上は騒音の項目の中で調査するとの回答でした。これまでの知見で、音圧が高いと20Hzから200Hzの範囲で、心身の不快な訴えが多くなるという事例の話を聴いています。そのため、この範囲の調査、予測・評価をする旨を明記しておく必要があると考えます。	20Hz から 200Hz の周波数範囲については騒音の項目にて調査、予測、評価を実施いたします。
15	意見 ソ) 騒音と低周波音の影響調査は、屋外での調査のようですが、さらに、調査地点の最寄りの住宅・施設等の屋内でも窓の開閉別で、調査できるとより良いのではと考えます。 特に、配慮を必要とする施設は、比較的広さもあるので定在波の有無など含めた屋内での測定が必要なのではと考えます。調査地点の最寄りの施設等に、調査希望を募り、実施することは如何でしょうか。 理由： 超低周波音やそれ以上の周波数の低周波音が影響する現象には、建具等の振動があると認識しています。その影響の有無を把握するため、遮蔽物の状況を目視する事も必要ですが、屋内の調査。予測・評価をすることが可能であれば、より生活実態に即した調査、予測・評価だと考えるからです。 住民参加型の調査になれば、理解と協力が得やすくなり、より精度の高い評価になるのだと思うからです。目先の経済性にとらわれることなく、企業ブランドをより高める視点で、取り組んで頂けると思うからです。	貴重なご意見ありがとうございます。いただいたご意見を今後の検討の参考とさせていただきます。

No.	意見の概要	事業者の見解
16	意見 タ) WHO（世界保健機関）の欧州地域事務局の2018年環境ガイドラインでは、「風車騒音による影響に関する科学的知見は十分に得ておらず、強い勧告を設定する段階に無い。」とされている事、国内でも1000人規模の疫学調査が行われている事を、大学の研究者の話として、今春聴きました。そのように未だ影響の不確実性が高い環境要素の低周波音です。 低周波音への感じ方は個人差が大きいとは聞きますが、数よりも質の面からの公害発生への懸念が払拭できません。環境基準での騒音レベルを基にする判断だけで終わらせないで、地域の静かな音環境の特性に応じて、周波数が20Hz～200Hzと低値の20d. B～60 dBの音圧における測定も、実施して頂きたいです。 理由： 上述の疫学調査では、睡眠障害のリスクが大きくなるという事が比較的是っきりと示されていて、風車騒音と睡眠障害（不眠症）の有意な関連性が示されているとのことでした。 41～45dBというグループで統計学的に有意と示され、意味があるくらい非常にリスクが大きくなったという事が示されているとのことです。 40dBという図書館内くらいの静かな環境でも、風車騒音となってしまうことで睡眠障害が起きると、諸種の疾病の誘因にもなる恐れがあるという事です。 この40dB以下の音圧でも低周波音障害が発生するということもあるので、環境基準での騒音レベルを基にする判断だけで終わらせないで、地域の静かな音環境の特性に応じて、周波数が低く35dB以下の音圧での測定も、実施して頂きたいです。	騒音の影響については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、2017年）及び「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（環境省、2017年）に基づき、地域の実情を考慮した調査・予測・評価を行います。
17	意見 チ) 低周波は減衰しながらも、遠くまで届くと認識しています。騒音や振動（低周波音含む）の調査地点は、3地点以外にも範囲を広げて測定箇所も増やして実施してください。配慮が必要とされる施設や住宅の範囲は広く設定することが必要と考えます。	調査は音波が距離減衰するという特性等を踏まえ対象事業実施区域近傍の3地点にて行いますが、予測値に関してはコンター図（一定値ごとに等値線を描いた図面）にて周辺住居等での騒音予測値をお示しします。

No.	意見の概要	事業者の見解
18	意見 ツ) 沿岸10km程度の範囲で、発電事業開始後に低周波障害を疑う人が出ないように願うものです。万が一、予測が不適切で生じた可能性がある問題が発生した際の、誠実な再調査や、評価の見直し、対応措置を執る旨の手続きを、明示して頂きたいです。 理由： 乗車中や工事中のような、一時的な騒音や振動とは違い、居住する場所では、低周波音（超低周波音含む）に曝されることは、発電機稼働中は常態化することになります。 就寝時間帯にも、風況が良いとして、風力発電機の稼働が続くわけです。 その苦痛から逃れるためには、他の所に行くしかないという体験例の話を聞いたことがあります。そうした状態が生じることは現段階の知見で、否定できないと判断できます。 今回の対象事業実施区域の海岸から数km離れた辺りにも、木造住宅や介護施設、医療機関、保育施設、学校などが存在しています。 高齢や病気・障がい等で臥床時間が長い人や、保育園の昼寝等では、低周波音による極微細な振動が不快に感じて、自律神経系の諸症状を引き起こす人も出てくるのではないかと心配しております。学校では、学習への集中が妨げられる事が生じないか心配です。 本当に風況が良いとすれば、365日のほぼ多くの時間、風力発電機は稼働し、その発する低周波音に曝される可能性はあります。 現に、内陸部に暮らす私も、風向きにもよるのでしょうか、10km程度離れた栗島汽船の汽笛音がとても大きく聞こえたり、JRの鉄道から5km以上は離れた住宅の2階で、深夜の列車走行の振動音や、同様に離れた高速道路の車両走行の振動音が感じ取れるのです。 つまり、昼夜問わず静かな環境の地域なのです。そのような住民が居住する場所で、発電設備による微小な騒音や振動は常態化し、就寝時間帯にも風況が良くて発電機稼働が続くという事を考慮すると、沿岸の住民の健康な生態系が損壊されることの無いように、調査、予測評価をすることは、とても重要な事業者の責務だと考えます。 この対象事業実施区域の周辺地域は、暴風でない時の通常の暮らしの場としては、都会のような雑多な騒音が入り混じる建造物の混在した環境とは格段の差がある、平坦で静かな音環境の地域が広がります。 単機の稼働では生じない振動が、複数様々な方向に配置されることで、場所によっては低周波が届きやすい所が、調査対象としている範囲以外にも、あるのではないのでしょうか。 第3章3.1. 1の環境騒音の状況に示されているように、村上市では、一般環境騒音測定は対象事業実施区域及びその周囲はされていないのですから、この地域の特性を新たに十分	風力発電施設の稼働に伴う騒音・超低周波音の影響については、現地調査によって地域の特性を把握した上で影響予測を行い、重大な影響が及ぶと予測された場合には、適切な環境保全措置を検討いたします。 加えて、風車が稼働した後の事後調査も実施する予定です。

No.	意見の概要	事業者の見解
	把握したうえで、調査、予測・評価する必要があると考えるのです。	
19	<u>工事に伴う配慮について</u> 意見 テ) 環境影響評価項目の選定項目としては、影響要因の「工事用資材等の搬出入」で、船舶の安全快適航行や、海岸でのレジャー等の快適安全の確保という観点から、環境要素の「人と自然との豊かな触れ合いの活動の場の確保」の調査、予測・評価される必要があると考えます。 海洋輸送とはいえ、どの時間帯にどの程度の期間必要なのかも不明ですから、この環境要因についても調査、予測・評価をしてください。 理由： 海上での活動は住民や観光客も多くあります。搬送の時期や時間帯、ルートなどが、与える釣りや波乗り等のレジャーや観光の人々はじめ、日常を暮らす住民の心身への快適性の確保が図られるように、自然的・社会的環境への誠実な配慮が求められます。	対象事業実施区域に主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在しないこと、また、工事用資材等の搬出入は主に船舶による海上輸送で実施するため、対象事業実施区域の周囲の人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスの影響は極めて小さいと考えられることから、環境影響評価項目として選定しておりません。 工事用資材等の搬出入の際には、関係機関等と十分協議の上、船舶の安全航行及びレジャー等への安全を確保し、実施いたします。
20	<u>環境負荷軽減への貢献度について</u> 意見 ト) 第2章の2.2-11 (14頁) の3その他の事項 (1) で、二酸化炭素の削減効果として、「最大で約50万世帯分の使用電力量を供給することができ、それに伴う二酸化炭素の削減効果は最大で約92万t-CO2/年が想定される」とありました。 この削減効果だけでは疑問があります。建設や輸送に使用する大型な特殊船舶の調達や、資材製造・搬送・建設工事中の、二酸化炭素排出盤を考慮した上での数値でしょうか。 それらの新規の製造等による排出量との差し引きを明示してください。 理由： 事業規模が大きいので、建設工事に関するエネルギー消費や、二酸化炭素削減効果についても、記載があると、より環境への配慮の度合いが理解できます。この事業を理解するために役立ちます。	ご指摘いただきました削減効果の算定について、環境負荷軽減への貢献度に対してより理解を深めていただけるよう、準備書以降における記載方法を検討してまいります。

No.	意見の概要	事業者の見解
21	<u>水象の変化と、海岸浸食への影響</u> 意見 ナ) 第3章の「水環境の状況」において、工事の実施により、対象事業実施区域より北方の塩谷地区の海岸辺り、瀬波海岸辺り、岩船港湾付近の浜辺の水の濁りや砂泥の変動等には影響が生じないのだろうか、という疑問があります。 また、地形改変及び施設の存在も環境要因としている流況の変化が、長年にわたりその影響が続く事も想定して、水の濁りや砂泥の変動についても調査、予測・評価を計画してください。 大きな規模の工事になるのでしょうから、変動した水象は促進区域内に留まらず、流れに応じ、北上するのではないかという疑問です。それが、塩谷地区等で深刻な問題になっている海岸侵食の改善につながるのでしょうか。それとも、改悪になるのでしょうか。その点の調査、予測・評価は、どのようにするのかも明記して頂きたいです。 理由： 海水浴や釣りの環境に悪影響が出ないか心配です。釣りは通年に行われているようですし。海岸侵食はかなり深刻ですので、その改善になるのだろうかと期待している住民も多いです。 なお、村上市での住民説明会参加者からも、基礎工事で海岸侵食が進むことが無いかと質問が出ていました。その回答では、モノパイル式なので土質には影響ないだろうという回答でした。しかし、流況の変化は、一時的とはいえ工事期間も3年程あるようですから、その間の周辺海域での、流況の変化の評価を放置しない事は重要と考えます。 また、発電稼働後の、環境影響の評価項目にも流況と水の濁りを選定してください。 30年間の占用を考慮すると、長い期間の海域周辺への影響に対しても、慎重に、誠実に対応して頂く必要があると考えるからです。	海域への風力発電機の設置工事等に伴い、一時的に水底の底質が攪乱される可能性があることから水の濁りの調査・予測・評価を実施する予定です。 また、地形改変及び施設の存在により、流況に変化が生じる可能性があることから流向及び流速の調査・予測・評価も実施する予定です。
22	意見 ニ) 海水温についての記載を見つかりませんでした。海水温への施設の存在の影響等、環境要因の工事事用資材等の搬出入以外の要因で、項目選定が必要と考えます。 理由： 海水温の上昇傾向は、赤道近くの海水温の影響もあるとはいえ、コンクリートの構造物等が大量に海中に存在することで、海流が変化し、水温も変わるのではないかと気になりますので。水温も評価項目に選定する必要があると思うからです。	洋上風力発電の建設により海水温が上昇するという事例は確認できておりませんが、ご懸念の点に留意し、情報の収集に努め、必要に応じて関係機関等と協議・相談の上、事業を進めてまいります。

No.	意見の概要	事業者の見解
23	<u>風況について</u> 意見 ヌ) 稼働時の風況の変化についての選定項目が必要なのではないかと考えます。 理由： 発電にエネルギーを取られた風は、風向の先の大気に、風況の変化を生じることには無いのでしょうか。多数の大出力の発電機が奪う風のエネルギーは、その海域からの風を受ける海や陸域の風況に全く影響が無いとは、思えないからです。 村上市が誇る世界的に稀な伝統ある鮭文化。それにおける保存技術の寒風干しの塩引き鮭熟成に対して、海洋からの風の変化が影響しないか心配です。 また、農作物や畜産の生育環境への影響も心配です。平らな地形が内陸側に10km程度は広がる対象事業実施区域の周辺です。 300m前後面さで広い範囲に及び周囲の気温が変化するのではないかと想像するのです。、その影響はないのでしょうか。 海面との気温差が生じたり、海岸向きの風速や風力に変化が生じたりしないのでしょうか。殊に夏が気になります。 海岸から1～2km程度なので、浜の風は涼しくなるのでしょうか。それとも生ぬるくなるのでしょうか。 内陸側に7～8kmは離れている地域の窓越しに、海からの涼風を日常感じるのです。エアコンを使用せずに過ごせる生活状況もあるのです。その環境が改変されることの否定はできるのでしょうか、疑問がのこります。 洋上の発電設備が要因なのか、地球環境温暖化が要因なのか、その判別のためにも、調査、予測・評価が、事前に必要と考えるのです。 大都市圏とは異なり、木造低層の居住区が多いのですが、その造り方では、自然の風向や風力が歴史的な知恵として、家屋の向きや構造に関与しています。そのため風況の変化は、先住者の快適性における利害に係る事柄です。慎重な現地調査を事前含めて継続的をお願いします。 また、海岸近くから連続する耕作地も多くあります。農産物や畜産への影響の調査が無いのは、不十分だと考えます。 海外の事例では、陸域からの離隔が大きく違うので、影響の評価に参考になる情報は得られないと考えますので、この海域での調査、予測・評価が必要と考えます。	ご指摘のとおり、風車によって通過する風のエネルギーを取り出していることから、風向の先の大気に、風況の変化を生じさせます。 一方で、その影響の距離的減衰、及び地上高数百 m 以上でエネルギーを取り出していることを踏まえると、それによる気温の変化や、文化・生活環境に直ちに影響を与えることは考えづらいものと思料致します。しかしながら、今後の詳細検討を通じて、万が一影響が生じ得る事態が想定される場合には必要な措置を講じてまいります。

No.	意見の概要	事業者の見解
24	意見 ネ) 暴風の頻発する冬季の状況について、調査・予測評価が、必要だと考えます。そのことを明示してください。 今後、より巨大な暴風・発雷等が起きた場合の、影響回避策を具体的に準備書に明示してください。そして、万が一事故が起きた場合の情報公開をすみやかにする事と、迅速な対処をする具体策を明記してください。 理由： 昨今の気象状況からは、暴風雪・発雷頻度は増大し、台風の暴風も増大してきています。この暴風や落雷等による風車塔の損壊等への不安は、沿岸集落の住民も抱いている人が少なくないと承知しています。気象の異常により、稼働していた風車は停止するはずですが、その時に、落雷や、風力・波浪により発電設備の損壊が生じる可能性は、ゼロではないのだろうと思います。 その場合、損壊した部分が、漂流したり、沈殿したりして波高が変化したり、膨大な振動音を感じたりするようなことはないのか、それらの損壊物が、港湾や航路、沿岸集落へ及ぼす影響はないのだろうかと、沿岸集落の人々も心配していました。 とにかく冬の日本海の風は、年平均ではとらえきれない、増減がありますし、気候変動により、その変化も未知の状況もあると思いますので、継続して長期に調査して、即時対応できる対策も検討し、明示しておく必要があると考えます。	洋上風力設備の暴風および雷撃等の環境条件への適合については、関係法令や「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説（令和2年3月版）」をはじめとする各種ガイドラインを参考に検討してまいります。

No.	意見の概要	事業者の見解
25	<u>地震や津波に対する対処について</u> 意見 ノ) 第3章の「地形及び地質の状況」では環境要因の項目に全て選定がありませんが、地震に関する調査、予測・評価は、環境影響評価法に基づく評価においても生活環境への影響を考慮すると、必要と思います。 理由： 発電所建設のためのアセスメントとして、重複する面があったとしても、住民に縦覧するのは環境影響評価ですので、地形・地質の環境要素についても評価項目を全環境要因で調査、予測・評価するべきと考えます。 安心な生活環境の前提として、国土の地震活動が活発化している現在、津波到達が早い日本海の沿岸住民の安全が、どのように保全されるのかは評価される必要があると考えるからです。	地震に関する環境影響評価項目は、環境影響評価法上はございません。 地震に対する安全性については、関係法令や「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一解説（令和2年3月版）」をはじめとする各種ガイドラインを参考に検討してまいります。
26	<u>事業の継承と撤去における環境への影響について</u> 意見 ハ) 配慮書の一般の意見への見解で、占用期間終了後は、原状復帰する予定。具体的な工法については、今後検討する。とありました。しかし、方法書においても、そのことは明記されていません。終了時や継承時の施設の存在の有無が引き起こす、自然的・社会的環境への影響は、どのようにして調査、予測・評価しているのかが不明です。明示したうえで原状復帰の根拠を示してください。 理由： 事業者選定の応募期間が終わるこの時期に、そのことが不確かという事は無いと思うのですが、何故記載されないのでしょうか。記載のできない理由の説明もありません。この事業に基本的には賛同していない住民の立場では、環境保全に対する責任所在への疑念を抱きます。 占用期間内でも、事業継承が出来ず且つ撤去することが出来ない事態が起きたらどうするのか。或いは、期間終了時でも、施設の一部等を残した方が地域にとって確実に有益な事が有るのかどうなのか。そのような事も明示がないからです。	再エネ海域利用法第13条第2項第12号及び第20条および「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一解説（令和2年3月版）」、関係法令に基づいて適切に実施します。

No.	意見の概要	事業者の見解
27	<u>鮭・鱒等の回帰性のある回遊魚の生態系への影響について</u> 意見 ヒ)「新潟県村上市及び胎内市沖における協議会意見とりまとめ」に記載されている留意事項や将来像にもある様に、海面・内水面両方の関係漁業者との協議を行う事等、漁業影響に関する影響調査、予測・評価は、慎重に進めて頂きたいです。 調査方法は、文献調査以外に、必ず独自に、最新の現地調査を実施し、結果分析してください。調査方法を、複数の研究機関・研究方法とも連携して行うことを求めます。 理由： 村上市の方法書の住民説明会で配布された資料によると、海域に生息する動物については、「国等で現地調査等を実施している場合は、方法書に記載している現地調査に代えて当該調査等を活用します。」とありましたが、それは、現地の最新の調査でしょうか。 配慮書への一般の意見の「海洋を北上や母川回帰する鮭の行動範囲は、詳細が不明と聞きます。その行動範囲が、この事業により影響を受けることで、鮭の成熟や産卵を阻害する事も心配します。こうした研究は、日本海側の広域での研究調査が必要です。すでに事業の指定区域になっている自治体や事業者間とも、協力して研究し調査・予測評価する等の対策を明記してください。そしてその結果に基づく対策も複数の選択肢を提示してください。」への対応が、国等のデータ利用で代えられるという事だろうか？と受け止めました。 しかし、意見ウ)にも記載したように、地元の最新の状況に応じた独自の調査、予測・評価にそれらは相当するのだろうか、という疑問が残ります。気候変動の影響もあり、単年では評価し難い環境要素が増えていると考えます。そのような中、国の調査時期や箇所が不明なので、最新の現地調査と言えるのかも分かりませんから。	漁業影響に関する影響調査は、新潟県村上市及び胎内市沖における協議会実務者会議における議論を経て、具体的な漁業影響調査内容を設計し、決定いたします。

No.	意見の概要	事業者の見解
28	意見 フ) 海域に生息する動物は、造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の使用、施設の稼働の環境要因において評価項目に選定したことは望ましい事だと思いました。 さらに、現地調査の時期と方法についての詳細は、設置前、工事中、発電開始後の追跡調査についても、準備書に明記してください。対象事業実施区域の沿岸地域と河口を有する河川流域の、その地域の専門家といえる、内水面の漁業関係者や市民団体の意見等を必ず参考にして、事前の現地調査と、発電事業開始後の事後調査を、経年監視の姿勢で実施して頂きたいです。 理由：鮭は3年から4年かけて母川に回帰するそうですが、その生態は未知の事が多く、知見が確立されていけませんので最低4年以上をかけて事前に影響調査が必要と考えます。 工事開始後の変化を見るためにも、最近の回帰状況を現地で経年観察し、さらに過去の当海域での調査結果とも照らして影響予測することが、負の影響を未然に防ぐために最低限必要だと思います。気候変動による変化も考慮しても、それを更に上回るような変化が生じないようにして頂きたいからです。対象事業実施区域周辺の村上市では大きな環境異変の漁業環境のリスクへ不安が払拭できません。この調査は独自に、短縮せず時間をかけて実施し、国際的評価においても重視される内容にして頂きたいからです。	風力発電施設設置前の風力発電施設の使用・稼働に伴う海域に生息する動物への環境影響については、本方法書に示した調査手法で実施する予定です。工事中、発電開始後の事後調査に関しては準備書以降に明記いたします。
29	<u>発電設備等を設置予定とする範囲の位置と、陸域との距離について</u> 意見 ヘ) 着床式による多数の巨大風力発電機設置は、この日本海側に先住する住民にとっては、庭先の異物のような感情を抱きます。その点では、海岸から最低でも20kmは離れた海域での事業等を計画して頂きたいのです。瀬波海岸から粟島までがそのくらいの距離かと認識しています。それでも、300m近い構造物が多数回転している様子は、自然の景色に恵まれた海洋を知る住民にとり、落ち着いた景観になると想像されます。 居住空間からの十分な離隔を図って頂きたいです。今後増々研究開発は進むでしょうから、現時点での採算性を優先する着床式の発電設備ではない、ほかの方式の再生可能エネルギー技術の検討も、複数案として調査、予測・評価しておくことも提案したいです。	発電設備の設置については、再エネ海域利用法に基づき、新潟県村上市及び胎内市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内海域の対象区域内での設置を計画しております。当該区域内において、地域と共存できる発電設備の在り方を検討してまいります。

No.	意見の概要	事業者の見解
30	意見 ホ) 公募占用計画にも技術的な変更の可能性を記載しているのでしょうか。 とにかく、第4章の総合的な評価にも記載されているように、2.5km範囲にも配慮が必要な施設や住宅等が、一万戸近くもあるのですから、風車の影、低周波音、景観眺望からも、心身への不快な影響が生じる可能性は否定できないのです。 そのような影響により、苦痛を受ける住民が、たとえ少数でも、出現した場合の実態調査や、対処方策について、予め計画しておくことを求めます。公害の防止という観点から必要と考えます。 理由： 高層ビル級の高さがあり、仰角によっては圧迫感や脅威を感じさせる先鋭な形態の建造物を、最多50基と群を成し、僅か海岸から2kmの距離から設置するという事が、環境保全上の影響を回避・低減させるのを難しくしていると考えます。「可能な範囲内で回避・低減」と記載されます。しかし、可能な範囲がどの程度になるのかは不明ですので、影響を受けるかもしれない住民としては、回避・低減の実行性に疑念を抱いています。そうした疑念を払しょくするためには、とにかく設置を遠くへして頂きたいのです。 促進区域での事業だから仕方がないという事ではなく、事業者として、この促進区域へ反論をするくらいの気概で、地域の為になる発電事業を目指して欲しいという期待があるからです。	公募関連の事項については、公募への参加・不参加にかかわらず、公に提示してはならない旨公募占用指針において定められているため、こちらで言及することは控えさせていただきます。 一方、方針としては、今後の調査・予測において技術的な変更を必要とする結論に至った場合には、誠実に対応致します。

No.	意見の概要	事業者の見解
31	<u>風車の影について</u> 意見 マ) 調査時期や時間帯、稼働基数等の条件の具体的記載が必要です。 そして、意見ウ) でも述べたように、対象事業実施区域の特性に適応した評価をしてください。また、説明会に参加しない一般の住民にも、理解、判断し易い手法で、記載をしてください。調査の範囲が設置区域から2.5kmとありますが、夕日の影は陸域に広がりますので、なるべく主要な眺望点くらいまでの広い範囲の調査、予測・評価をしてください また、シミュレーションは、設置方向別、稼働数別で、太陽の位置・高度、気象・海象の条件を、複数交差させて分析して作るのだらうと思いますが、現地での地形観察に加えて、気象・海象観察も、同時にするのでしょうか。同時にデータとして入手が必要ではないでしょうか。 1基分の太陽高度だけで単純に影の模倣投影像が再現されるのでしょうか。それでは不十分ではないかと疑念があります。 全てが稼働する場合と、風力に応じてところどころで稼働する場合では、風車の影は異なるでしょう。その条件についての記載がありません。丁寧に十分な調査、予測・評価をしてください。 理由： どの程度の数の発電機等が回転しているのかにもより、投影される影は異なると思います。そのような各種条件下での評価をしなければ、実際の稼働時の予測はできないと思います。勿論、既設の風力発電施設との累積現象も想定必須です。 平場の広がる地域です。遮るものが無いところが多いので多くの住宅や施設等が影響を受けると考えます。 風車の影の反復投影は、心身への影響はもちろん、投影される周辺の生物環境にも大きなストレスになるだろうと考えます。その面では明確な公害を懸念します。慎重な評価と対応が求められます。	風車の影に関する予測時期や時間帯、稼働基数等の具体的な条件については準備書に記載する予定です。 また、予測評価は年間での影響が最大となる時期を対象に行います。 さらに、面的な予測結果を示す等可能な限り広い範囲での予測評価を行います。

No.	意見の概要	事業者の見解
32	<u>景観・眺望について</u> 意見 ミ) 広範囲な眺望景観における変化を生じることが、この事業評価では明らかです。フォトモンタージュの作成はもちろん必要です。加えて3D映像のような技術を駆使して、より体感的な視覚的理解が得られる資料を、提示してください。そして、住民が理解しやすい資料として提示してください。事業者選定後は、法定協議会以外でも住民への上映をして、理解と意見を求めてください。陸域からと、区域の外洋からの、双方向から1.5m程度の高さからの肉眼視に近い感覚で、視覚的に確認できる、各主要眺望点からの資料の提示を求めます。 また、その映像は、配置の複数案について、主要眺望点からのすべてについて、提示して頂きたいです。加えて、気象観測塔が、同じくらいの高さで併せて通常設置されるということも想定して作成してください。 調査期間は、年2回（夏季・秋季）と記載されていますが、何故春はしないのでしょうか。また、1回はどのくらいの持続時間ですか。せめて終日続けて数日間の、天候の変化の多様性を加えた映像を作成にしたいです。 理由： 景色の見え方は、天候や時刻、季節により、変化が大きくあります。殊に海洋の眺望は変化が大きいです。地元で暮らすからこそ実感することです。 海洋国家としての豊かな表情を持つ日本列島の自然環境です。欧米等の大陸の環境とは異なり、こうした点を考慮しての調査・予測・評価を実践することは最低条件と考えます。	景観影響に関しては、方法書に示す 19 地点でのフォトモンタージュ法により、年 2 回（夏季、秋季）眺望の変化の程度を視覚的表現によって予測いたします。 本手法により景観影響が把握できると考えておりますが、国や新潟県の審査結果等のご意見を踏まえ、必要に応じ追加調査を検討・実施いたします。
33	意見 ム) 村上市塩谷地区に加え、岩船北浜町からの眺望景観の調査を必ず実施してください。 理由： 現地調査をして頂くと解ると思いますが、対象事業実施区域周囲近くの住宅地域です、目前が海洋です。発電機群からの風況と潮流変化による快適な風環境への影響と、騒音・低周波音・振動はもちろん、風車の影や、航空障害灯による光害の、影響を受けやすい所と考えます。そのあたりの現地調査と予測評価は、是非とも必要と考えます。そして稼働後も、海洋全体の気候変動による変化も想定して、継続観察も定期的に必要です。	景観影響に関しては、方法書に示す 19 地点での調査を予定しております。対象事業実施区域周囲の全ての住宅等から景観影響を見ることは困難であり、地域を代表した 19 地点を選定しております。 本調査により景観影響が把握できると考えておりますが、国や新潟県の審査結果等のご意見を踏まえ、必要に応じ追加調査を検討・実施いたします。

No.	意見の概要	事業者の見解
34	意見 メ) 村上市における方法書の住民説明会で配布された資料の景観の頁に、主要な眺望地点としての14地点以外の垂直視野角が1度の範囲として、柏尾の海水浴場も含まれたのは望ましい事だと思います。さらに、その可視領域にある厚生連村上総合病院最上階と屋上、瀬波温泉クリニックの最上階からの眺望も、追加してください。 理由：療養中の景観眺望を癒しと図る目的からすると、落ち着いた景観眺望を損ねない様な配慮が必要と考えますので。	景観影響に関しては、方法書に示す19地点での調査を予定しております。対象事業実施区域周囲の全ての住宅等から景観影響を見ることは困難であり、地域を代表した19地点を選定しております。 本調査により景観影響が把握できると考えておりますが、国や新潟県の審査結果等のご意見を踏まえ、必要に応じ追加調査を検討・実施いたします。
35	<u>建設資材等の安全性について</u> 意見 モ) 発電設備の資材の素材には、福島原子力発電所事故で発生した放射性廃棄物を含む材料を、用いないでください。 風力発電機の基礎構造の洗掘防止の工法に用いる素材や、発電塔支柱、回転羽の素材は、コンクリートが用いられるのではないかと、考えるからです。 最近の物価高騰の下、コスト削減にと、利用が拒まれる素材を使用することの無いようにしてください。 環境保全上、長期に近海に存在し、海水の影響を受けるのですから、構造物から溶出する成分の有害性は心配です。その最たるものが、放射性物質の濃度が既に高いとされるコンクリートと認識しています。 どの様な素材を用いるのかも、環境保全の上では、重要な意味を持ちますので、その点の資料も提示してください。 また放射性物質の評価は選定されていません。そして、発電所アセスに関するルールによる評価は空中線量だけではないのかしらと認識していますので、素材成分毎に、含有基を調べているのだろうかと思になります。大量の素材を用いての設備です。波消しブロック程度ではないのでしょうか。その点の説明を、環境影響評価法の観点からも記載してください。 理由：福島第一原子力発電所の高濃度放射性物質汚染水を、海洋に放出する方針には反対していますが、そのような海洋の諸種状況を考慮すると、海洋は長い年月かけて大きく循環しているだけに、環境保全の観点から、使用する材料の安全性には心配します。 将来にわたる海洋の環境汚染を想うのと、漁場が近いので、その点からも含めて。	ご意見いただきありがとうございます。建設時をはじめ、事業全体を通じて放射性廃棄物を含む材料を使用しないよう計画します。

○新潟日報新聞（下越版）による公告

・ 令和 5 年 5 月 16 日（火）、朝刊 27 面に掲載

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)新潟村上市・胎内市沖(日本海)洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書」(以下、「方法書」という)を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称/インベナジー・ウインド合同会社
 代表者の氏名/職務執行者 天野明
 事務所の所在地/東京都千代田区永田町二丁目十一番二号 山王パークタワー二十一階

二、対象事業の名称/ (仮称)新潟村上市・胎内市沖(日本海)洋上風力発電事業
 種類/風力(洋上)
 規模/最大七十万キロワット

三、事業実施想定区域/新潟県村上市及び胎内市の沖合
 縦覧の場所・時間/村上地域振興局
 新発田地域振興局

四、縦覧の場所・時間/村上地域振興局
 新発田地域振興局
 村上市役所(環境課)
 村上市支所(荒川支所、神林支所、朝日支所、山北支所)
 胎内市役所(市民生活課)
 新発田市役所(環境衛生課)
 聖籠町役場(一階縦覧場所)
 (いずれも、土日祝日を除く開庁時)
 電子縦覧(ウェブページ)
<https://japan.livenenergy.com/news/nigata-murakami-tamai-horosho>

期間/令和五年五月十六日(火) から
 令和五年六月二十三日(金) まで

五、意見の提出/方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)を「記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱への投函、もしくは、令和五年七月七日(金)までに左記の問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。意見書については、先のウェブページからもダウンロード出来ます。

六、住民説明会の開催を予定する場所及び日時/
 村上市民ふれあいセンター(令和五年五月二十六日(金) 十八時三十分から二十時頃まで)
 胎内市産業文化会館二階会議室(令和五年五月二十七日(土) 十四時から十五時三十分頃まで)
 新発田市健康長寿アクティブ交流センター交流室(令和五年五月二十七日(土) 十九時から二十時三十分頃まで)
 問い合わせ先/インベナジー・ウインド合同会社
 (担当) 上野 天野 TEL0016121
 東京都千代田区永田町二丁目十一番一号
 山王パークタワー二十一階
 電話03(6261)3545

七、

○自治体広報誌に掲載したお知らせ

・市報むらかみ (2023 年 5 月 No182 号、P17)

洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧および 事業者による説明会が開催されます		記事ID 0068504
事業者名	インベナジー・ウインド合同会社	
事業想定実施区域	村上市および胎内市の沿岸域と沖合	
縦覧期間	5月16日(水)～6月23日(金) 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日、祝日を除く	
縦覧場所	環境課および各支所地域振興課、村上地域振興局など	
意見書の 提出方法	住所、氏名、意見を記入の上、縦覧場所にある意見書箱への投函または郵送(当日消印有効)	
提出期限	7月7日(金)	
説明会	日	5月26日(金) 午後6時30分～8時
	場	市民ふれあいセンター2階 研修会議室1
	要	不要
問い合わせ・ 意見書の送付先	〒100-6121 東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー21階 インベナジー・ウインド合同会社 開発部 洋上風力担当 (☎03-6261-3545)	

・市報たいない (2023 年 5 月合併号 No413、P10))

洋上風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧・説明会		
環境影響評価法に基づき次の縦覧と説明会が行われます。		
事業者名	インベナジー・ウインド合同会社	
事業実施 想定区域	胎内市および村上市の沿岸域と沖合	
縦覧場所	胎内市役所市民生活課、新潟県(村上地域振興局、新発田地域振興局)※(土)・(日)・(祝)を除く開庁時	
事業名	(仮称) 新潟県村上市・胎内市沖洋上風力発電事業 ▽規模…出力: 最大 70 万 kW 程度 (風車基数: 最大 58 基)	(仮称) 新潟村上市・胎内市沖(日本海) 洋上風力発電事業
電子版	https://japan.invenenergy.com/news/niigata-murakami-tainai-hohosho ※縦覧開始前は「Page not found」と表記されサイトに繋がりません。	
縦覧期間	5月16日(水)～6月23日(金) 方法書の内容に対する意見、質問は住所、氏名、意見等を記載の上、縦覧場所に設置の意見書箱へ縦覧期間中に投函するか、7月7日(金)(消印有効)までに郵送で提出してください。 ※電話によるご意見はお受けしていません。	
説明会	とき 5月27日(土) 午後2時～3時30分(午後1時30分開場) ところ 胎内市産業文化会館 2階 会議室 ※申し込みは不要です。直接会場へお越しください。	
郵送・ 問合せ	〒100-6121 東京都千代田区永田町 2-11-1 山王パークタワー 21 階 インベナジー・ウインド合同会社 開発部 洋上風力担当 ☎ 03・6261・3545	

※他社事業と同時掲載であったため、他社情報に関して非表示とするよう掲載誌を加工した。

**洋上風力発電事業の
縦覧・説明会**

**① (仮称) 新潟村上市・胎内市
沖 (日本海) 洋上風力発電事業**

**図 ① インベナジー・ウインド
㈲開発部洋上風力担当 (☎03-
626113545)**

【環境影響評価方法書の縦覧】
時 ① 5月16日 (火) ～ 6月23日 (金)

**所 環境衛生課 (ヨリネスしば
た1階)、県新発田地域振興局
(豊町3)**

**他 意見がある場合は、① 7月
7日 (金) まで**

に意見書を各縦覧場所にある
意見箱へ入れるか、郵送 (消印
有効) してください。意見書は
各縦覧場所にあります

【住民説明会】
**時 ① 5月27日 (土) 午後7時～8
時30分**

**所 ① 健康長寿アクティブ交流
センター**

**洋上風力発電事業に
関するお知らせ**

環境影響評価法に基づき、環
境影響評価方法書の縦覧を行
います。縦覧では、環境の保全の
見地から意見書を提出するこ
とができます。

【縦覧場所】
 聖籠町役場 (1階縦覧場所)
【意見書の提出】
 方法書についてご意見やご質
問がある場合は、提出期限まで
に、住所、氏名、内容を記載の
うえ、縦覧場所にある意見書箱
へ投函していただくか、それぞ
れの宛先に提出してください
(当日消印有効)。意見書は縦覧
場所にあります。

**① (仮称) 新潟村上市・胎内市
沖 (日本海) 洋上風力発電事業**
**【事業者】 インベナジー・ウイ
ンド合同会社**

【事業実施想定区域】 新潟県村
上市および胎内市の沿岸域と沖合

**【縦覧期間】 5月16日 (火) ～
6月23日 (金) の開庁時間**
【意見書の提出期限】
 7月7日 (金) まで

*電話によるご意見は受け付け
ていません。ご了承ください。

**☎ 100-6121 東京都
千代田区永田町2丁目11-1
山王パークタワー21階**

インベナジー・ウインド合同
会社 開発部洋上風力担当
☎03-626113545

31 R5.5 広報聖籠

🕒日時 📍会場 📄内容 🎯対象 📠申し込み 🗉問い合わせ

※他社事業と同時掲載であったため、他社情報に関して非表示とするよう掲載誌を加工した。

○新潟県ホームページ

(仮称) 新潟村上市・胎内市沖（日本海）洋上風力発電事業に係る環境影響評価手続き経緯

[通常ページへ戻る](#) ページ番号：0463957 更新日：2023年5月16日更新

事業概要

事業の名称	(仮称) 新潟村上市・胎内市沖（日本海）洋上風力発電事業
事業者	インベナジー・ウインド合同会社
事業の種類	風力発電所の設置
事業の規模	最大700,000kW
事業計画区域	新潟県村上市及び胎内市の沖合

配慮書手続き

配慮書送付	令和4年2月15日
公告・縦覧	公告日 令和4年2月15日(火曜日) 縦覧期間・縦覧時間 令和4年2月16日(水曜日)～3月23日(水曜日) 土日祝日を除く開庁時 縦覧場所 ☐ 村上市地域振興局（村上市田端町6-25） ☐ 村上市役所環境課（村上市三之町1-1） 荒川支所（村上市山口444） 神林支所（村上市岩船駅前56） 朝日支所（村上市岩沢5611） 山北支所（村上市府屋232） ☐ 胎内市役所市民生活課（胎内市新和町2-10） ☐ 新発田地域振興局（新発田市豊町3-3-2） ☐ 新発田市役所環境衛生課（新発田市中央町3-3-3 ヨリネスしばた1階） ☐ 聖籠町役場1階縦覧場所（聖籠町大字諏訪山1635-4）
配慮書ウェブサイト	https://japan.invenenergy.com/news/niiigata-hairvoshu <外部リンク>
審査会の審申	令和4年3月24日
知事意見	令和4年3月31日

[配慮書知事意見](#)

方法書手続き

方法書送付	令和5年5月15日
公告・縦覧	公告日 令和5年5月16日(火) 縦覧期間・縦覧時間 令和5年5月16日(火)～6月23日(金) 縦覧場所 ☐ 村上市地域振興局（村上市田端町6-25） ☐ 村上市役所環境課（村上市三之町1-1） 荒川支所（村上市山口444） 神林支所（村上市岩船駅前56） 朝日支所（村上市岩沢5611） 山北支所（村上市府屋232） ☐ 胎内市役所市民生活課（胎内市新和町2-10） ☐ 新発田地域振興局（新発田市豊町3-3-2） ☐ 新発田市役所環境衛生課（新発田市中央町3-3-3 ヨリネスしばた1階） ☐ 聖籠町役場1階縦覧場所（聖籠町大字諏訪山1635-4）
方法書説明会	○村上市 日時：令和5年5月26日（金）18:30～20:00 [開場時間 18:00] 会場：村上市民ふれあいセンター 研修会議室1 ○胎内市 日時：令和5年5月27日（土）14:00～15:30 [開場時間 13:30] ☐ 聖籠町役場1階縦覧場所（聖籠町大字諏訪山1635-4）
方法書説明会	○村上市 日時：令和5年5月26日（金）18:30～20:00 [開場時間 18:00] 会場：村上市民ふれあいセンター 研修会議室1 ○胎内市 日時：令和5年5月27日（土）14:00～15:30 [開場時間 13:30] 会場：胎内市産業文化会館 2階 会議室 ○新発田市 日時：令和5年5月27日（土）19:00～20:30 [開場時間 18:30] 会場：新発田市健康長寿アクティブ交流センター 交流室
方法書ウェブサイト	https://japan.invenenergy.com/news/niiigata-murakami-tainai-hqsho <外部リンク>
意見の概要送付	年 月 日
審査会の審申	年 月 日
知事意見	年 月 日

○村上市ホームページ

洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧および事業者による説明会が開催されます

記事ID：0068504 更新日：2023年5月17日更新 [トップページへ戻る](#)

次の2件について村上市船内市沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧および事業者による住民説明会が開催されます。

インペナジー・ウィンド合同会社による方法書縦覧および住民説明会

インペナジー・ウィンド合同会社による環境影響評価方法書の縦覧が開始されました。

方法書は以下のインペナジー・ウィンド合同会社ホームページからも閲覧可能です。

[インペナジー・ウィンド合同会社方法書閲覧ページ](#)（外部リンク：別のウィンドが開きます）

○事業名 （仮称）新潟村上市・船内市沖（日本海）洋上風力発電事業

○事業者名 インペナジー・ウィンド合同会社

○事業想定実施区域 村上市および船内市の沿岸域と沖合

方法書の縦覧および意見募集について

○縦覧期間 令和5年5月16日（火曜日）～6月23日（金曜日）

午前8時30分～午後5時15分※土・日曜日、祝日を除く

○縦覧場所 市役所環境課および各支所地域振興課、新潟県村上地域振興局など

○意見書の提出方法 縦覧場所に設置の意見箱へ投函または下記送付先へ郵送

○意見書提出期限 7月7日（金曜日）（郵送の場合当日消印有効）

※6月24日（土曜日）から7月7日（金曜日）までは、郵送のみ受付

○問い合わせ・意見書の送付先

〒100-6121

東京都千代田区永田町2丁目11番1号山王パークタワー21階

インペナジー・ウィンド合同会社 開発部 洋上風力担当

電話：03-6261-3545

住民説明会について

(1) 村上会場

とき：令和5年5月26日（金曜日）午後6時30分から午後8時まで（開場時間 午後6時）

ところ：市民ふれあいセンター（村上市岩船3270）2階 研修会議室1

(2) 船内会場

とき：令和5年5月27日（土曜日）午後2時から午後3時30分まで（開場時間 午後1時30分）

ところ：船内市産業文化会館（船内市新和町2-5）2階 会議室

(3) 新発田会場

とき：令和5年5月27日（土曜日）午後7時から午後8時30分まで（開場時間 午後6時30分）

ところ：新発田市健康長寿アクティブ交流センター（新発田市中心3-13-3）交流室

※全会場とも申し込みは不要です。直接会場へお越しください。

2023/05/15

「（仮称）新潟村上市・胎内市沖（日本海）洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会について

インベナジー・ウインド合同会社

2023年5月16日

「（仮称）新潟村上市・胎内市沖（日本海）洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書」（以下、方法書）を、環境影響評価法に基づき公表します。

方法書の公表

【電子縦覧】

※2023年5月16日（火）～2023年6月23日（金）の間中は閲覧が可能です。ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。

◆本編

[表紙](#)

[目次](#)

[第1章 第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[第2章 対象事業の目的及び内容](#)

[第3章 対象事業実施想定区域及びその周囲の概況 \(1/2\) 自然的状況](#)

[第3章 対象事業実施想定区域及びその周囲の概況 \(2/2\) 社会的状況](#)

[第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果](#)

[第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見](#)

[第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)

[第7章 その他環境省令で定める事項](#)

[第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[資料編](#)

◆要約書

[方法書の縦覧](#)

【縦覧場所】

[村上地域振興局](#)

[新発田地域振興局](#)

[村上市役所（環境課）](#)

[村上市支所（荒川支所、神林支所、朝日支所、山北支所）](#)

[胎内市役所（市民生活課）](#)

[新発田市役所（環境衛生課）](#)

[聖籠町役場（1階縦覧場所）](#)

【縦覧期間】

2023年5月16日(火)~2023年6月23日(金)

*土・日曜日及び祝祭日を除く開庁時

説明会の開催について

○村上市

日時：2023年5月26日（金）18:30~20:00 [開場時間 18:00]

会場：村上市民ふれあいセンター 研修会議室1

○胎内市

日時：2023年5月27日（土）14:00~15:30 [開場時間 13:30]

会場：胎内市産業文化会館 2階 会議室

○新発田市

日時：2023年5月27日（土）19:00~20:30 [開場時間 18:30]

会場：新発田市健康長寿アクティブ交流センター 交流室

意見書の提出について

方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、意見書を提出することができます。ご意見は、以下の「意見書様式」に従い、①氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) ②方法書についての環境の保全の見地からのご意見(ご意見の理由を含めて記載してください)を記載し、2023年6月23日（金）までに縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、下記の郵送先までご郵送願います（郵送の場合は2023年7月7日（金）消印有効）。

【受付期間】 2023年5月16日（火）から2023年7月7日（金）まで

意見書様式

（意見書様式はこちらからダウンロードいただくか、又は縦覧場所にも設置しておりますものをご使用ください。）

意見書の郵送先及びお問い合わせ先

インベナジー・ウインド合同会社 開発部（洋上風力担当：上野、天野）

住所：〒100-6121

東京都千代田区永田町二丁目11番1号

山王パークタワー21F

電話：03-6261-3545

意見書